

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説(案)

（目的）

第1条 この条例は、本市からの暴力団排除（暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活及び市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民等の安全で平穏な生活を確保し、及び本市における社会的経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 趣旨

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。

2 解説

- (1) 暴力団は、市民生活や事業活動の場に深く介入し、活動資金を獲得するために暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。
牧之原市では、(※例示～事業者が経営する飲食店等に対する用心棒代等を要求する事件など)が発生し、市民の安全で平穏な市民生活を脅かすとともに、公平な経済活動に支障を来すなど、牧之原市の社会経済活動の発展にも著しい悪影響を与えています。
本条は、当市におけるこのような厳しい暴力団情勢に鑑み、これらの不安要因を排除するために、市民等が一体となって市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することなどをこの条例の目的とすることを明確に示したものです。
- (2) 「市」とは、市役所、市教育委員会などの市の執行機関のすべてをはじめ、市議会など地方公共団体総体としての牧之原市をいいます。
- (3) 「市民」とは、市内に住居（人の永続的な生活の本拠地をいい、住民登録の有無は問わない。）を有する者のほか、市外からの通勤者や通学者等市内における滞在者も含む。
また、暴力追放を趣旨とする民間団体等を広く指します。
- (4) 「市民等」とは、市民及び事業者をいいます。
- (5) 「事業者」とは、市内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいいます。
- (6) 「暴力団の排除」とは、暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいいます。
- (7) 本条例では「暴力団排除」を推進するため、「基本理念」を定め、「市の役割」、「市民等の役割」、「市の事務及び事業における措置」、「広報及び啓発」「市民等に対する支援」「青少年に対する教育のための措置」、「利益の供与の禁止」等を明示しています。

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説(案)

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者を言う。

1 趣旨

本条は、本条例における用語の定義を規定したものです。

2 解説

(1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するところにより、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。

(2) 第2号の「暴力団員」とは、暴力団対策法第2条第6号の規定のとおり、「暴力団の構成員」をいいます。

(3) 第3号の「暴力団員等」とは、本条例において「暴力団員又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者」をいいます。

「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」も必要に応じて本条例の各種規制の対象とした理由は、暴力団が、暴力団対策法の適用を逃れるために暴力団の名称を印刷した名刺等の使用を控えるなどして、組織実態を隠ぺいし、あるいは構成員の一部が暴力団から脱退し、準構成員として組織の外から暴力団と関係を持つようになっている現状を斟酌したものです。

また、近年、暴力団員であることを隠ぺいするため、暴力団を脱退した旨偽装する、いわゆる「偽装破門」を行う実態がうかがわれるところであり、こうした暴力団の活動実態の不透明化に的確に対応するため、暴力団員に限らず、暴力団でなくなった日から5年を経過しない者も含めて「暴力団員等」として定義を設けたものです。

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説(案)

- 「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」も欠格要項にしている法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・ 貸金業法（昭和58年法律第32号）
 - ・ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
 - ・ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）
 - ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）
 - ・ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）
 - ・ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号） 等
- 暴力団員等を使用したり、補助させたりした行為に罰則で対処することを定めている法律
- ・ 貸金業法（昭和58年法律第32号）
 - ・ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）
 - ・ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号） 等
- 「暴力団員でなくなった日」の認定要領について
「暴力団員でなくなった日」については、警察において集約したあらゆる情報を分析し、総合的な判断により認定している。

(4) 第4号の「市民等」とは、前条で定義した「市民」及び「事業者」と同義です。

（基本理念）

第3条 暴力団排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、市民等の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に向けて、市及び市民等の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

1 趣旨

本条は、牧之原市からの暴力団排除を推進する上での基本理念について規定したものです。

2 解説

- (1) 「暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であること」とは、暴力団が暴力団対策法第2条第2号のとおり、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体であること、市民に対する卑劣な暴力、対立抗争、更には示威活動などにより、市民の安全で平穏な生活を脅かしている存在であること、組織的に行使する暴力とその威力を利用して資金獲得活動を行っており、社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることなどをいいます。
- (2) 「暴力団を恐れない」とは、組織的暴力を行使する暴力団に対して、社会全体が「暴力団の存在を許さない」との対決姿勢をもって毅然として立ち向かうことをいいます。
- (3) 「暴力団に対して資金を提供しない」とは、暴力団に対して一切の資金提供をしないことをいいます。
- (4) 「暴力団の利用」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のも

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説(案)

のを利用することをいう。第9条や第10条で禁止する暴力団の威力の利用はもちろんのこと、暴力団員を組織的な労働力として利用する場合等も当該「暴力団の利用」に当たります。

- (5) 「暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団と交際しないこと」とは、暴力団排除・暴力団追放の「四ない運動」として広く普及している概念であり、暴力団の反社会性に鑑み、牧之原市からの暴力団排除を推進する上での市民等の基本的な在り方として示したものです。
- (6) 「相互の連携及び協力の下に」とは、組織的に活動する暴力団に対して、行政機関である市をはじめ、市民等すべてが一丸となり、暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示したものです。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、市民等及び静岡県、他の市町その他暴力団による不当な行為の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

3 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、静岡県に対し、当該情報を提供するものとする。

1 趣旨

本条は、第3条の基本理念に基づき、市の役割として、市民等及び、県、他の市町及び関係団体と連携して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すること並びに暴力団排除に資する情報を県に対して提供することを規定したものです。

2 解説

- (1) 第1項については、第3条の基本理念に基づき、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する市の役割について規定したものです。
- (2) 「暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する」とは、「①市の事務及び事業からの暴力団排除、②青少年に対する教育等の推進、③暴力追放市民大会の開催、④本市からの暴力団の排除を阻害する行為の規制、⑤暴力団の排除のための活動に関する知識の普及を図るなど、多種多様な施策を行うことをいいます。
- (3) 第2項については、市が暴力団の排除を行う上で、市単体で暴力団の排除を行うのではなく、市民等の協力を得るとともに、県、他の市町等との連携を図り、より効果的な施策を推進する必要があることから、これを役割として規定したものです。
- (4) 「県、他の市町」とは、県知事部局、県教育委員会等の県の執行機関その他周辺市町をはじめとする他の自治体をいいます。
- (5) 「その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体」とは、静岡県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）のほか、各行政機関、静岡県弁護士会等及び地域住民による暴力団の排除活動を行う団体をいい、例えば各自治体の暴力追放推進協議会

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説（案）

等をいいます。

(6) 市が行う様々な暴力団の排除のための施策を推進していく中で、市は、暴力団に関する様々な情報を入手することが考えられます。こうした情報を県に対して提供することにより、警察による暴力団員の取り締まりのほか、県が行う暴力団の排除のための施策等に反映させて、市・県が連携して効果的な暴力団の排除を推進することが可能となるため、第3項において、市が暴力団の排除に資する情報を知ったときの静岡県及び所管警察署等に対する当該情報の提供について規定したものです。

(7) 第3項の「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報等の活動実態に係る情報、暴力団事務所の所在地等の組織実態に関する情報等であり、当該情報を保有する市民の常識的な判断によって暴力団の排除に資すると認められるものをいいます。

当該情報の例としては、

- 暴力団A組は、B地区の飲食店から、みかじめ料を徴収している。
(※「みかじめ料」とは、暴力団が、飲食店などから監督・保護の対価という名目で取る金銭をいう。)
- 企業Cが、地元対策費と称して暴力団D会に利益を供与しているとの話を聞いた。
- 企業Eは、暴力団F組の関係企業ばかりを下請けに参入させている。
- Hマンションの2階には、I組の関係者が多数出入りしており、I組の事務所があるかもしれない。
- 暴力団J組の幹部Kは、最近更迭され、後任に組員Lが抜てきされた。

などがあります。

(8) 第3項の「提供するものとする」とは、第5条第3項で規定する市民等の役割における情報提供に関する規定よりも協力する義務の程度が高い規定の仕方となっているが、これは、警察等への情報提供するものです。

（市民等の役割）

第5条 市民は、基本理念に基づき、暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、その行う事業（事業準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団及び暴力団員等を利することとなるこれらの者との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び所轄警察署に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

1 趣旨

本条は、暴力団排除に関する市民等の役割の重要性に鑑み、第1項において市民の役割、第2項において事業者の役割、第3項において暴力団排除に資すると認められる情報の提供に関する市民等の役割について規定したものです。

2 解説

(1) 暴力団排除を実現するためには、警察の取締りを含む行政機関の努力だけでは不十分であ

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説（案）

るため、第1項において、市民が自主的な活動に取り組むべきこと及び暴力団の組織性に対抗するためには市民が相互の連携及び協力を図り、一体となった活動を展開すべきであることを規定したものです。

- (2) 「相互の連携及び協力を図って」とは、第3条で解説した「相互の連携及び協力の下」と同様の趣旨であり、市民が一丸となり、暴力団排除のための活動に取り組むべき姿勢を示したものです。
- (3) 「暴力団排除に関する施策」とは、第4条「2解説」(2)の解説のとおりです。
- (4) 「協力する」とは、市等が実施する暴力団の排除を目的とした事業や集会に参加したり、暴力団に関する情報を市等に提供したりすることなどをいいます。
- (5) 事業者が事業を営むに当たって、当該事業から暴力団排除のための取り組みを推進していくことは、業務の健全性及び適切性を確保し、社会的責任を果たすために重要かつ必要なことであり、更には企業防衛の観点からも不可欠なものです。しかし、暴力団の活動実態の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を背景に、潜在化した暴力団によって、銀行融資取引、証券取引又は不動産の賃貸契約・売買取引が行われるなど、事業者が暴力団を利するとの認識がないまま、そのような取引が行われ、これが暴力団排除を阻害する要因にもなっています。
このようなことから、第2項において、事業者が社会的責任を果たし、その事業が暴力団を利することがないように、事業者の役割を明確に規定したものです。
- (6) 「事業（事業の準備を含む。以下同じ）」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいい、その事業の準備も含まれる。営利の要素は必要としていません。
- (7) 「事業の準備」は、具体的な場合に当たって諸般の事情を勘案して決められることとなるが、少なくとも「事業の準備」であることが客観的に認められ得る程度になされていることを必要とします。ただ単に事業の実施者の主観においてのみ存在するような程度、例えば実施者が単に実施しようとして内心で考えていたという程度では足りないが、その事業のための調査活動を実施した場合、事業のためにすでに従業員との雇用契約を結んでいる場合、事業の宣伝に着手しているような場合等については、「事業の準備」に当たると解されます。
一般に、暴力団員等への利益の供与は事業の具体的な計画段階など、その準備に当たってなされることが多いことから、当該禁止規定を実効あるものとするためです。
- (8) 「その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団及び暴力団員等を利すること」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含まれます。
具体的には、暴力団員を雇用・使用すること、暴力団員と下請契約や資材・原材料の購入契約等を締結することなど、直接的に暴力団に利益を与える行為のみならず、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介することなど、間接的に暴力団に利益を与えるような行為も含むものです。
- (9) 第2項の「協力するものとする」とは、前項で規定する市民の役割よりも協力する義務の程度が高い規定の仕方となっていますが、これは、暴力団排除の重要性及びそれに対する事業者としての社会的責任の重さから導かれるものです。
- (10) 市民等は、社会生活を営む上で暴力団に関する様々な情報を保有していることが考えられますが、こうした市民等からの情報の提供を受けることにより、暴力団員の取締りや公共工事等からの暴力団排除等、本条例で定める施策等に反映させて、効果的な暴力団の排除を推進するため、第3項において暴力団排除に資する情報を知ったときの市等への情報提供につ

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説（案）

いて規定したものです。

また、この規定により、暴力団員から恐喝、暴行等の被害を受けたり、みかじめ料の要求等暴力的要求行為を受けても警察に通報しない、暴力団の報復等を恐れて情報提供や相談をためらうなどの市民等の意識の改革を促す効果も期待しているものです。

- (11) 「暴力団排除に資すると認められる情報」とは、第4条の「2解説」(7)のとおりです。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務及び事業により暴力団を利することとならないよう、市の事務及び事業からの暴力団排除のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共工事その他の市の事務及び事業に関する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該契約の相手方（下請その他の当該契約に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。）から暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者を排除すること。

(2) 当該契約の相手方が、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、所轄警察署への通報その他の暴力団排除のために必要な協力を行うこと。

3 市は、暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有する者について、市が実施する入札に参加させないものとする。

1 趣旨

本条は、市が実施する事務及び事業が暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者を排除するため、

第1項において暴力団排除のための必要な措置

第2項において暴排措置を含んだ契約及び通報報告制度を定める措置

第3項において入札に参加させない措置

について規定し、暴力団排除を率先して行うべき市の責任を明らかにしたものです。

2 解説

(1) 市（市長事務部局、教育委員会、企業局など市の全ての執行機関を含む。）が実施する全ての事務及び事業は、暴力団の大きな資金源となりかねないことから、これらの事務及び事業が暴力団を利するようなことは許されません。県においては、国からの指針及び静岡県暴力団排除条例に基づき、県の行う全ての事務及び事業からの暴力団排除が規定されており、それと同様に、市が実施する全ての事務及び事業からも暴力団を排除するために、市が必要な措置を講ずることを明文化したものです。

(2) 「公共工事その他の市の事務及び事業」とは、市が発注する公共工事のみならず、測量・建設コンサルタント業務等請負、役務提供、物品資材調達等の公共調達、公有財産売却等、市が実施するあらゆる分野の事務及び事業をいいます。

(3) 「（市の事務及び事業により）暴力団を利する」とは、（市の事務及び事業を通じ）暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含みます。

(4) 「必要な措置」とは、市の事務及び事業の相手方が暴力団員等又は暴力団員等と密接な関

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説（案）

係を有する事業者でないことの確認や、現在、公共工事において行われている要綱等に基づく指名停止の措置のほか、契約後に暴力団関係業者であることが判明した場合の解除権の設定を物品等売買契約にも適用することなど、市の事務及び事業が暴力団を利することを防止するために行う措置をいいます。その他にも、関係する条例や規則等を改正し、暴力団員等を許認可又は登録の対象から排除するなどの暴力団排除条項を整備すること、要綱等を策定し入札等から暴力団を排除する仕組みを構築すること、通達文書を発出することなども該当します。

一方、市の事務及び事業の中には、相手方が暴力団員等であることのみをもって一律に排除することが適当でないものがあります。

この様な場合においては、

- 法律等により地方自治体に委任された事務等であるか（暴力団排除に関し、市が裁量権を有するか否か）
- 当該事務等に関し、暴力団の関与の実態があるか
- 当該事務等の性質上、暴力団の利益となる可能性があるか
- 前記事情から判断して、条例等による法律の上乗せ的な規制が必要（可能）か
- 暴力団排除の実効性はあるか

などを勘案した上で、それぞれの事務及び事業ごとに妥当な「必要な措置」を講ずることとなります。

- (5) 「暴力団員等と密接な関係を有する者」とは、
- 暴力団員等が役員となっている事業者
 - 暴力団員等の親族、内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員等がその運営を支配している事業者
 - 親会社、系列会社又は関連会社に上記の事業者が含まれ、実質的な経営支配を受けている事業者
 - 業務の遂行等に暴力団の威力を利用し、又は暴力団員等を使用している事業者など、いわゆる「暴力団関係企業」の他に、
 - 「暴力団関係企業」であることを知りながら、下請契約又は資材、原材料購入契約等をしている（事業）者
 - 暴力団を利する目的で、暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用・使用している（事業）者
 - 暴力団を利する目的で、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に金銭、物品その他の経済上の利益や便宜を供与している（事業）者
 - 暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している者などをいいます。
- (6) 暴力団員等が、市の事務及び事業を直接受注しない場合であっても、下請契約等に入り込み、結果的に公的資金が暴力団に流れ、暴力団を利することとなる恐れがあります。そこで、第2項では、県の事務及び事業からの暴力団の排除の実効性を担保するため、市の必要な措置として受注業者との契約において、受注業者に対して、下請契約等の相手方を把握させ、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者を排除すること及び受注業者が暴力団員等による不法な行為を受けたときの報告義務等を明文化したものです。
- (7) 「下請けその他の当該契約に関連する契約」とは、受注業者による下請契約、再委託契約や物品資材の納入契約、警備業務委託契約等をいいます。
- (8) 「暴力団員等による不当な行為」とは、暴対法第9条第3号に規定する下請け参入、資材の納入等を要求する行為のほか一切の違法、不当な行為をいいます。

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説(案)

- (9) 第3項の「暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者については、市が実施する入札に参加させない」とは、市が実施する事務及び事業の全般から暴力団を排除するために、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者を入札に参加させないなど、市が必要な措置を講ずることを明文化したものです。具体的には、建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱や物品購入等に係る物品納入業者の指名停止等措置要綱に規定する措置がこれに当たります。

(広報及び啓発)

第7条 市は、市民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより、暴力団排除活動の気運が醸成されるよう静岡県及び所轄警察署等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

1 趣旨

本条は、市が静岡県及び所管警察署等と連携し広報及び啓発を行うべきことを規定したものです。

2 解説

- (1) 「広報及び啓発」とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団の排除の気運の高揚などに資する活動をいいます。
具体的には、ポスター・パンフレット等の配布、「暴力追放・銃器根絶〇〇市民大会」等の開催、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアの活用などが考えられます。
- (2) 「暴力団排除の重要性について理解を深める」だけでなく市民等がより効果的に暴力団排除に取り組めるよう、市が一般的に広く広報及び啓発を実施する必要があるからです。

(市民等に対する支援)

第8条 市は、市民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深めるとともに、暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、暴力団排除に関する気運を醸成するための集会を開催するものとする。

3 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、静岡県及び所轄警察署等と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

1 趣旨

本条は、市が行う市民等に対する暴力団排除にかかる支援について規定したものであり、第1項は、市が市民等に対して、暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組めるよう必要な支援を行うことを規定したものです。

第2項は、市民等が暴力団排除の重要性についての理解を深め、暴力団排除活動に自主的に、

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説（案）

かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、集会を開催することを規定したものです。

また市民等が、安心して暴力団の不当介入を排除し、また、その被害を警察等に届け出るためには、これを支援する行政の役割が非常に重要となります。そのため第3項において、暴力団排除活動を行う市民等の安全が確保されるよう市が警察と連携し、その安全を確保する旨の安全配慮義務を規定したものです。

2 解説

- (1) 暴力団排除活動を行うに当たり、市民等が独自の力でそれを行おうとしても、そのための必要な情報やノウハウを保有しないため、実効性の高いものとするのは困難であることから、市が保有する暴力団に関する情報や暴力団の排除に関するノウハウの提供を行なうことが必要です。
- (2) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等、暴力団排除活動に資する情報の提供をいいます。市民等に対して提供する情報については、「静岡県暴力団排除条例第12条（市町への協力）」に基づき県から提供される情報や市が本条第5条第3項の規定によって市民等から得るなどして入手した情報等がその対象となります。
- (3) 「その他の必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団排除活動に資する活動全般を指し、具体的には、
 - 暴力団に対する対処方針及び対処方法に関する助言及び指導
（暴排協議会設立のための支援、（定款等作成の助言や指導）各講演の実施）
 - 業種又は地域の別に応じた活動を行うことについての助言及び指導
（各業種別、地域別に結成された暴排協議会の活動支援）などをいいます。
- (4) 暴力団排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団排除活動に取り組むことが必要であり、そのためには暴力団排除運動の実施、暴力団の対応要領、マニュアル等の作成を広報・啓発活動を推進すべき立場にある市が支援を行うことにより、市民等にその重要性についての理解を深めさせることが必要となります。
- (5) 「暴力団の排除の気運を醸成するための集会」とは、「暴力団追放！地域決起大会」など、暴力団の排除又は暴力追放を目的として市が主催する様々な集会をいいます。
- (6) 第2項において、「暴力団排除の重要性について理解を深める」だけでなく、第1項の規定と同様に、「暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう」にするための集会等の開催を実施する必要があるからです。
- (7) 第3項において「その安全の確保に配慮」とは、暴力団対策法第32条第2項に定める地方公共団体の安全確保配慮義務と同趣旨の内容を、あえて本条例にも明文化したものであり、暴力団対策法にて例示されている
 - 暴力団等からの被害者等に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の申請があった場合の本人確認の厳格化
 - 暴力団員から被害を受けるおそれのある人に対する危害行為の未然防止などについて、市が安全確保に配慮すべき義務を規定したものです。
- (8) 暴力団から危害を加えられる恐れがある者に対する具体的な「安全の確保に配慮する」ことは、

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説（案）

- 警察に保護措置をとるよう要請する
 - 緊急避難場所を提供する
- よう配慮することなどが考えられます。

（青少年に対する教育等のための措置）

- 第9条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校をいう。）並びに市が所管する小学校及び中学校において、その児童・生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 2 青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、当該青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、市内に所在する学校（第1項に規定する学校を除く。）又は前項の規定する者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

1 趣旨

本条は、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、第1項において、市が小学校、中学校等において、必要に応じてこれらの目的を達するための生徒等に対する教育が行われるよう適切な措置を講ずることを規定し、第2項において、社会全体において青少年の育成に携わる者が青少年に指導や助言等の適切な措置を講ずること、第3項において、市内にある県立学校及び第2項で規定する者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うことなどをそれぞれ規定したものです。

2 解説

- (1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在であるが、暴力団専門誌や暴力団員を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があるのが現実です。
よって、それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の真の実態等を認知させることにより、暴力団に対する誤った認識を払しょくさせ、暴力団犯罪に巻き込まれたり、又は暴力団に加入したりすることを防止する必要があります。
- (2) 青少年に対する教育を推進することは、将来における暴力団加入者を減少させ、暴力団の組織を弱体化に導くことや、青少年の福祉を害する犯罪実態を正しく認識させ、暴力団が資金獲得のために介在する犯罪から青少年を守るためには極めて重要です。
- (3) 本条における「教育」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させる教育をいいます。
具体的には、暴力団情勢に関する資料の配布、暴力追放啓発ビデオの上映等の警察による情報の提供を基に教職員が実施する教育のほか、警察職員の派遣による教育が挙げられます。
- (4) 第1項において、「その児童・生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずる」とは、市内学校教育現場の実態として、暴力団の子息等を抱えた教育現場では、当該児童・生徒等の健全な育成とともに、学校生活への影響など教育上の配慮が必要とされることが考えられます。このため具体的な教育方法、学習内容については、市教

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説（案）

育委員会等が柔軟に対応出来るような規定として解釈すべきものであり、本条によって本市の教育現場における具体的な学習指導内容までもが定義されるものではありません。

- (5) またこの項において、教育の対象をいわゆる小学校及び中学校の課程とした理由は、
- 小学校及び中学校の生徒の年齢であれば、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることについて十分に理解することが可能であること
 - 小学校及び中学校の生徒の年代は、特に周囲の環境の影響を受けやすいこと
 - 小学校高学年及び中学校の時代に暴走族への加入等非行に走ることが比較的多く、その後、暴走族等での友人・知人を介して暴力団へ加入することが多いこと
 - 高等学校卒業後であれば、成人同様の思慮分別を備えていることから、大学課程においてまで教育を行う必要性が低いこと

等からです。

- (6) 第1項における「適切な措置」とは、市立の小学校、中学校に対しては、市教育委員会が必要に応じて教育がなされるよう指導を行うことや適切な教育が推進されるよう、講師として警察職員の派遣を依頼することなど、青少年教育が円滑に推進されるために講ずべき措置をいいます。

また、静岡県暴力団排除条例において、本条と同様に「青少年に対する教育等のための措置」が規定されていますが、県条例の規定は県立の学校に教育を行うことを義務づける以外は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）」第48条に基づき、市町に対し当該教育を行うことに関して、必要な指導、助言または援助を行うことを規定することにとどまるため、本条例において、同様の規定を設けることにより、市が青少年に対し教育等のための措置を講ずること、及び青少年の育成に携わる者に対し、必要な支援を実施することを規定したものです。

高等学校に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条により、知事（私学振興課）が所管者として、反暴力団教育に関する適切な措置が講じられるよう、啓発依頼を行うことをいいます。

「国立中学校又は高等専門学校に関しては、県警察が本条例に基づき、反暴力団教育が行われるよう積極的な啓発活動を行うことなどが県の措置として考えられます。」

- (7) 「青少年」とは、18歳未満の者をいいます。

- (8) 第2項における「青少年の育成に携わる者」とは、青少年の保護者や青少年を雇用している職場において青少年を指導監督する立場にある者に限らず、その青少年を助言及び指導できる立場にある者を広く含みます。例えば、地域防犯活動団体や自治体の職員、PTAの役員等が含まれることとなり、その対象が広範であることから、第1項とは異なり努力義務にとどめています。

また、市条例の適用が及ばない私立学校の教職員は法理念上は対象外ではあるが、この条文の趣旨から考え、私立学校の教職員が除かれることは妥当ではなく、「私立学校の教職員」としてではなく、一人の「青少年の健全育成に携わる者」として、当該者についても対象と考えております。

- (9) 「指導、助言その他の適切な措置を講ずる」とは、例えば、暴力団関係者が経営する飲食店等を客として利用したり、働いたりしないよう助言すること、暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するため指導することなどをいいます。

- (10) 第2項に規定する「必要な支援」とは、第1項に規定する適切な措置を講ずる者に対する暴力団の現状や暴力団犯罪の実態等の教育に必要な情報の提供又は講師の派遣のほか、青少

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説（案）

年の育成に携わる者に対する教養の実施等をいいます。

（利益の供与の禁止）

第10条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

1 趣旨

本条は、市民等による暴力団員等に対する財産上の利益の供与の禁止を規定したものです。

2 解説

- (1) 静岡県暴力団排除条例においては、事業者が、自己の事業に関し、暴力団員等又はその指定した者に利益の供与をし又はその申込み若しくは約束をすること等を禁止しているが、本条においては、事業者とともに個人が行う財産上の利益の供与を禁止したものです。
- (2) 「暴力団員等」とは、第2条第3号に規定する「暴力団員等」と同義であり、「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」をいいます。暴力団員のみ限定しなかったのは、偽装破門等による脱法的な利益の受供与行為をも禁止しようとする趣旨です。
よって、真に暴力団を脱退した者に利益の供与をした場合であったとしても、事業者が暴力団の威力を利用する目的があれば、禁止の対象者と成り得ます。
- (3) 「その指定した者」とは、暴力団員等が市民に対して利益の供与をする相手先として指定した自然人及び団体をいい、その者が、利益の供与についての事情を知っているかどうかは問いません。例えば暴力団員等が自己に対する利益の供与を隠ぺいする目的で、市民をして、暴力団員等に対して債権を有する者に、その暴力団員等の名義で債務の支払いを行わせしめる行為等は、当該債権者が事情を知らなくても禁止されるべきである。本条は、暴力団員等自らが利益の供与を受けることに代えて第三者にこれをさせるような脱法的な態様に対応しようとする趣旨です。
- (4) （暴力団の威力を）「利用する」とは、自己に有利なように暴力団の威力を活かすことであり、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そうした行為が自己のためになされていることなどを直接、間接に他者に認識させることです。例えば暴力団が近隣住民とのトラブルを抱えている市民のために当該近隣住民に嫌がらせをすることは、暴力団による「暴力団の威力の行使」にあたるが、その住民が「これは近隣トラブルの関係でやられたんだ。」と認識すること（トラブルを抱えている市民がそのように近隣住民に認識させること）が「暴力団の威力の利用」になります。
また、市民自らが相手方に対し、暴力団側に無断で暴力団の名をかたるような行為等、例えば
○ 「自分のバックには暴力団がついている。」などと言ってトラブルの処理を有利に進めようとする事
なども「暴力団の威力の利用」に該当します。
- (5) 「威力」とは、人の意思を制圧するに足る勢力であり、「暴力団の威力」とは、暴力団に所属していることにより発生する資金獲得活動を効果的に行うための影響力をいいます。

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説（案）

- (6) 「暴力団の活動」とは、違法・合法を問わず暴力団が行う活動全般をいう。例えば暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売（違法な活動）、暴力団員による役務の提供が（合法的な活動）が挙げられます。
- (7) 「(暴力団の) 運営に協力する目的」とは、暴力団組織の円滑な運営に結果として役立つことを認識していることをいい、例えば暴力団事務所の建築・修繕等に利用されることを認識して資金提供を行うことが該当します。
- (8) 「金品その他の財産上の利益」とは、金銭、物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供等であって、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいいます。
- (9) 「(利益の) 供与」とは、相手方に金銭、物品等の利益を提供し取得させることをいいます。有償か無償かは問わず、また、物々交換など相当の反対給付を伴うものであっても、これに該当します。
- (10) 「その申込み若しくは約束」とは、利益供与する意図を持って相手方が利益供与を受けることを期待して事前に申し出ること（申込み）、相手方と利益供与をすることを取り決めること（約束）をいいます。
これらの行為は、実際に利益供与等に至らないまでも、利益供与をしたことと同一視できるほど悪質性の高いものであるから、禁止の対象としたものです。
- (11) 静岡県暴力団排除条例において禁止しているのは、事業者が行う暴力団員等に対してする財産上の利益供与一般であるが、本条においては、事業活動とともに、市民の日常生活において暴力団員に対する利益供与が現金の提供という形態により行われる実態に鑑み、個人（一市民）が暴力団と訣別するための意識づけとして、こうした象徴的な利益供与形態を具体的例示として規定し、禁止したものです。

（暴力団の威力を利用することの禁止）

第 11 条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員等を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること及びその他暴力団の威力を利用してはならない。

1 趣旨

本条は、市民が、暴力団の威力を利用すること全般を禁止したものです。

2 解説

- (1) 静岡県暴力団排除条例においては、事業者が事業に関して暴力団の威力を利用することを禁止しています。本条は事業性の有無にかかわらず、市民が暴力団の威力を利用することを禁止したものです。これは市民等が丸となって暴力団の排除を推進する上で、暴力団の威力を、自己のために利用することは、暴力団の排除の基本理念に反する許されざる行為であるからです。
- (2) 「威力」とは、人の意思を制圧するに足る勢力であり、「暴力団の威力」とは、暴力団に所属していることにより発生する資金獲得活動を効果的に行うための影響力をいいます。

牧之原市暴力団排除条例（案） 逐条解説(案)

(3) 債権の回収、紛争の解決等のための「暴力団の利用」、「自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること」等は、暴力団の威力を利用することの例示です。

(4) 本条に規定する「暴力団の威力の利用」とは、自己に有利なように暴力団の威力を利用することであり、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そうした行為が自己のためになされていることなどを直接、間接に他者に認識させることです。例えば暴力団が近隣住民とのトラブルを抱えている市民のために当該近隣住民に嫌がらせをすることは、暴力団による「暴力団の威力の行使」にあたるが、その住民が「これは近隣トラブルの関係でやられたんだ。」と認識すること（トラブルを抱えている市民がそのように近隣住民に認識させること）が「暴力団の威力の利用」にあたります。

また、市民自らが相手方に対し、暴力団側に無断で暴力団の名をかたるような行為等、例えば「自分のバックには暴力団がついている。」などと言ってトラブルの処理を有利に進めようとすることも「暴力団の威力の利用」に該当します。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

1 趣旨

本条は、この条例の施行に関し、規定されている事項の他に、施行に必要な事項を定めることがある場合は、市長が別に定める旨を規定したものです。

附 則

この条例は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

1 趣旨

本条例の施行期日を規定したものです。